# 医療経理室

# 1. 令和2年度予算及び令和3年度予算の執行について

# (1) 令和2年度予算の執行について(交付額の確定関係)

令和2年度予算については今後、交付額の確定(精算払い)に関する作業を 実施していくこととなる。

制度上、国の出納整理期間は4月末までであり、期間内に支払いまで完了させる必要がある。よって、次のスケジュールにより精算払いが必要な事業について精算処理を進めていく予定である。

実績報告書の受領期限:令和3年4月9日(金)

•決裁完了(最終)日:令和3年4月16日(金)

· ADAMS 処 理 最 終 日: 令和3年4月19日(月)

期限を過ぎると国からの支出ができなくなることから、各都道府県におかれては、確実に<u>4月9日(金)までに事業実績報告書が提出できるよう補助事</u>業者に早期の提出を促す等、準備をお願いする。

また、運営費等補助金(一部事業を除く)や設備整備費補助金、施設整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金(ハード交付金)、医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)など大部分の補助金は概算払いであるため、<u>令和3年</u>3月末までに国庫から都道府県の口座へ必要な額を受入れる必要がある。

例年、年度内の「受入れ漏れ」が発生しており、概算払いができない事態が 生じているため、都道府県内部の関係各課への周知の徹底をお願いする。

ただし、令和3年度へ繰越を行う事業分については、当該年度の国庫財源と して活用することから、受入れをしないようご留意いただきたい。繰越手続に ついては、各都道府県に事務委任されているところであり、各財務局への協議 について遺漏なきようお願いする。

なお、決算関係作業に伴い、不用・繰越が発生している場合には、その理由 等に関して調査を行うので、御協力をお願いする。

### (2) 令和3年度予算の執行について

各補助事業において、要望額が予算額を超過した場合は、令和2年度と同様に限られた財源の中で執行することとなり、調整の結果、要望に添えない場合もあるので予め御了知願いたい。

なお、一部の都道府県において書類の提出が遅延すると、結果として全体の作業スケジュールが遅れることになるので、各都道府県におかれては作業の進捗状況を適切に管理し、事業計画書、交付申請書等の提出期限を厳守いただき早期執行に協力をお願いする。

# (3) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

令和3年度予算においては、約25億円を計上し、また令和2年度予算として約51億円の執行残額が出ている。

スプリンクラーの設置義務の猶予期間は令和7年6月30日までとされているところではあるが、令和3年度に予算確保されている予算について、改めて 医療機関への周知を行うなどにより、積極的な活用をお願いする。

# (4) 令和3年度医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の執行について

令和3年度予算は約239億円計上しているところである。

(参考) 令和2年度 予算額約232億円、要望額約314億円

事業計画を提出いただく際には、要望額を十分に精査し、事業費の過大な見積もり等により補助事業の効率的な執行が妨げられることのないよう、真に必要な事業に特化して要望するようお願いする。

また、昨年度に引き続き今年度においても、内示額を下回る交付申請をした事例があったため、事業計画と交付申請の内容が著しく異なることがないように精査願いたい。内示額を下回る交付申請を行った都道府県においては、次年度以降、補助金交付の際に考慮した上で配分する可能性があるので御留意願いたい。

## (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について

変更交付決定後の余剰分の国への返還を行う際の減額した変更交付申請の準備や本交付金の繰越手続き等を適切に対応いただくようお願いする。

### (6)財産処分について

財産処分については、慎重な審査を行うためにも処分予定期日までに余裕の ある申請(原則、処分予定日の2カ月前まで)をお願いする。ただし、早急に承 認が必要な案件については、個別に御相談いただきたい。

また、地域医療構想の実現のために行われる転用又は取壊しについて、「地域 医療構想」に基づく医療機能の転換等が円滑に進むように、「地域医療構想」に 基づく財産処分に関しては、国庫納付が生じないように承認基準の改正を行う ことを予定している。

併せて、スプリンクラー施設整備事業の根抵当権の財産処分についても、承認基準上の手続きを明確化する予定としている。